SSBC-Shanghai Express News

Vol. 2022-4

最新の小規模企業に対する優遇税制について

中国では、新型コロナウィルスの感染拡大による企業、特に小規模零細企業の負担軽減を目的として、社会保険料免除や減額のほか、各種の優遇税制による措置がとられました。これらの措置の一部は2021年以降も実施されることとされ、また2022年に入って新たな優遇措置も発表されています。今回は、2022年に適用される小規模企業に対する優遇税制について概説します。

1. 小規模納税人に対する増値税の減免措置

2020年は新型コロナウィルスの感染拡大による小規模零細企業の負担軽減のため、増値税の課税主体のうち小規模納税人に適用される増値税率が3%から1%へと減少されていました。この措置は2020年12月末で終了することとされていましたが、実際には2021年以降も継続されており2022年においても実施されることと考えられます。

また、2021 年 4 月に発表された公告により 2022 年 12 月までの期間において、毎月の課税売上高が 15 万元以下の小規模納税人については、増値税の課税を免除することとされました。小規模納税人の増値税の申告は四半期ごとに行われることとされていますので、四半期ごとの課税売上高が 45 万元以下である場合には増値税の課税が免除されることになります。これに加えて、2022 年 3 月に発表された公告では、2022 年 4 月~12 月の期間における小規模納税人に対する増値税の課税を免除することとしています。

◇2022 年に適用される小規模納税人に対する増値税の優遇措置

| 増値税の課税主体 | 基本税率 | 優遇税率 | |
|----------|-----------|-------------------------------|--------------|
| 一般納税人 | 6%、9%、13% | | |
| 小規模納税人 | 3% | 【2022年1~3月】 | 【2022年4~12月】 |
| | | (四半期の売上高が 45 万 元以下の場合には免除) | 免除 |

2. 増値税の仕入税額還付措置

中国では、増値税の課税上、増値税額は、取引対価に税率を乗じて計算され、売上先から課税主体に対して支払われます。(これを「売上増値税」と言います。)課税主体は、申告により売上先から支払われた売上増値税額を納税する必要がありますが、課税主体が一般納税人の場合には、自社が仕入先に対して支払った増値税額(これを「仕入増値税」と言います。)を控除することが認められています。(これを仕入税額控除と言います。)通常、毎月行われる増値税申告において、売上増値税額から仕入増値税額を差し引いて増値税納税額を計算しますが、この計算がマイナスとなる場合には、「仕入税額残高」となり、翌月以降の仕入税額控除に繰り越されることになります。

Seiwa Global URL: http://www.seiwa-group.jp

成和-上海快報 は、一般情報の提供を目的としておりますので、特定の問題は専門家のアドバイスが必要となります。弊社の連絡先は以下の通りです。

- 上海事務所 上海成和ビジネスコンサルティング 上海市長寧区延安西路 1600 号禾森商務中心 303 室 tel +86-21-5237-6737 fax +86-21-5238-2779
- 岐阜事務所 税理士法人 成和 / 株式会社成和ビジネスコンサルティング 岐阜県岐阜市菅生 2-3-19 tel +81-58-295-7077 fax +81-58-295-7078
- ホーチミン事務所 ベトナム成和ビジネスマネジメント No. 27, Thu Khoa Huan, F. 8, Q. Tan Binh, Ho Chi Minh City, Vietnam Tel:+84-8-864-0244 © 2015 SSBC. All rights reserved.

SHANGHAI SEIWA BUSINESS CONSULTING CO,LTD. Hensen Business Center 303, No. 1600. West Yan'an Road, 200052, Shanghai, China. Phone: 021-61247534 Fax: 021-61248322

SSBC-Shanghai Express News

Vol. 2022-4

2022年4月以降、一定の条件を満たす製造業等の中小企業に対して、月末現在で存在する「仕入税額残高」の一部もしくは全部を還付する措置が実施されます。この優遇措置の詳細に関しては、紙幅の関係上、稿を改めて取り上げる予定にしています。

3. 小規模薄利企業に対する企業所得税の減税措置

企業所得税は、企業が一納税年度(暦年)において稼得した利益に対して課税されますが、企業所得税法及び同法実施条例(以下、「企業所得税法等」とします。)により、基本税率は25%とされています。一方、企業所得税法等は、要件を満たす小規模薄利企業に対しては軽減税率(20%)を適用することとしています。

◇企業所得税法等の規定する小規模薄利企業の要件

| 企業の業態 | 資産総額 | <u>従業員数</u> | 課税所得(年度) |
|-------|------------|-------------|----------|
| 製造業 | 3,000 万元以下 | 100 人以下 | 30 万元以下 |
| 製造業以外 | 1,000 万元以下 | 80 人以下 | 30 万元以下 |

一方、2019 年から 2021 年の期間限定で企業所得税法等の規定にかかわらず、資産総額 5,000 万元以下、従業員数 300 人以下、課税所得(年度) 300 万元以下のすべての条件を満たす企業に対しては、以下のように課税所得を 2 段階に分けて 1/4 もしくは 1/2 で圧縮したうえで軽減税率(20%)を適用するという減税措置(以下、「2019 年公示減税措置」とします。)が実施されていました。なお、課税所得が 300 万元を超過する場合については、全課税所得について基本税率 25%で課税されることとなります。

これに対して、2021 年 4 月に発表された公告では、2021 年、2022 年の 2 年間について、2019 年公示減税措置を前提としつつ、課税所得のうち 100 万元以下の部分について、圧縮率を 1/4 から 1/8 とすることとされました。さらに、2022 年 3 月に発表された公告では、2022 年から 2024 年の 3 年間について、課税所得のうち 100 万元超~300 万元以下の部分について、圧縮率を 1/2 から 1/4 とすることとされました。これを整理すると、以下の通りとなります。

◇2022 年に適用される小規模薄利企業に対する企業所得税の減税措置

| 課税所得 | 課税所得の圧縮率 | 税率 | 実効税率 |
|------------------|----------|-----|------|
| 100 万元以下 | 1/8 | 20% | 2.5% |
| 100 万元超~300 万元以下 | 1/4 | | 5% |

(執筆者連絡先)

上海成和ビジネスコンサルティング(SSBC) / 税理士法人 成和 代表 渡辺基成

住所:上海市長寧区延安西路 1600 号 禾森商務中心 303 室

電話番号:+86-21-5237-6737

E-mail: info@seiwa-group.jp Website: http://www.seiwa-group.jp/

Seiwa Global URL: http://www.seiwa-group.jp

成和-上海快報 は、一般情報の提供を目的としておりますので、特定の問題は専門家のアドバイスが必要となります。弊社の連絡先は以下の通りです。

- 上海事務所 上海成和ビジネスコンサルティング 上海市長寧区延安西路 1600 号禾森商務中心 303 室 tel +86-21-5237-6737 fax +86-21-5238-2779
- 岐阜事務所 税理士法人 成和 / 株式会社成和ビジネスコンサルティング 岐阜県岐阜市菅生 2-3-19 tel +81-58-295-7077 fax +81-58-295-7078
- ホーチミン事務所 ベトナム成和ビジネスマネジメント No. 27, Thu Khoa Huan, F. 8, Q. Tan Binh, Ho Chi Minh City, Vietnam Tel:+84-8-864-0244 © 2015 SSBC. All rights reserved.